

アーカイブの利活用 集中討議 議論の整理 (案)

平成 27 年 4 月 27 日  
内閣官房  
知的財産戦略推進事務局

### (1) 現状と課題

コンテンツのデジタルアーカイブは、文化の保存・継承や文化発展の基盤になるという側面のみならず、保存されたコンテンツの二次的な利用や国内外に発信する基盤となる取り組みであり、欧米諸国を中心に積極的に推進されている。

日本においては、2000年代前半から、書籍や文化財などの分野ごとに、公的機関を中心としてデジタルアーカイブの構築が進められてきた。現在、国立国会図書館では、図書、雑誌を中心に約250万点のコンテンツをデジタル化しており、文化庁の文化遺産オンラインでは、10万件以上の文化財の情報を見ることが可能となっている。さらに、国立国会図書館サーチでは、公共図書館・大学図書館、博物館、民間企業等、約100のデジタルアーカイブと連携することで、約1億件のコンテンツの書誌情報(メタデータ<sup>1</sup>)を検索可能になっているなど、我が国のデジタルアーカイブは一定の充実を見つつある。

---

<sup>1</sup> データを説明するデータのこと。ここでは、アーカイブ機関に収蔵されている資料の詳細を説明するデータを指す

## 日本コンテンツの主なアーカイブの現状

ゲーム	立命館大学ゲーム研究センター 資料数：不明	文化庁 「メディア芸術アーカイブ事業」 資料情報数 (ゲーム) 約3.5万タイトル		
マンガ	東京国際マンガ図書館 (明治大学) 資料数：約14万点(マンガ)等	(マンガ) 単行本約25万冊、雑誌約 8万冊 (アニメーション) 約9千タイトル		
アニメ	京都国際マンガミュージアム (京都市、京都精華大学) 資料数：約30万点(マンガ)			
出版物等	国立国会図書館 ※納本制度等 資料数：約1000万点(図書) 約1600万点(逐次刊行物) 約1400万点(非図書資料)	国立国会図書館 「国立国会図書館サーチ」 資料情報数：約1億件(書籍) ※各地の図書館との横断・統合検索	国立国会図書館 「国立国会図書館デジタルコレクション」 約246.5万点(合計) インターネット公開 約48万点 約9万点(古書籍) 約123.5万点(雑誌) 図書館への送信 約138万点 約90万点(図書) 約14万点(博士論文) 約5万点(音楽・演説)	
放送番組	(公財)放送番組センター 資料数：約1.9万本(放送番組)	JAPACON (海外向けコンテンツ情報ポータル) ※TV番組、アニメ、映画等の 書誌的情報を発信	(公財)放送番組センター 約1.9万本(放送番組)	※ 教育・研究に係る 実験的なネット利用の取組開始  ※ 一部番組について有料で ネット配信(NHKオンデマンド)
映画	(独)国立美術館 (東京国立近代美術館フィルムセンター) 資料数：約6万7000本(フィルム) 約65万点(スチル写真) 約5万点(ポスター)	文化庁 「日本映画情報システム」 資料情報数 45,521件(映倫審査作品)	(独)国立美術館 (東京国立近代美術館フィルムセンター) 約2400本(デジタル映画作品)	
文化財	(独)国立文化財機構(国立博物館) 資料数：約13.6万点(収蔵+寄託)		(独)国立文化財機構(国立博物館) 「e-国宝」 1057点(高精細国宝・重要文化財件数)	
	(独)国立美術館 資料数：約4.1万点(美術作品)		(独)国立美術館 約3.5万点(公開数：約1.4万点)	
(参考)		文化庁「文化遺産オンライン」 国指定文化財、地方公共団体、全国の博物館・美術館提供の情報		約11万点(文化遺産情報) 約5万点(文化遺産画像)
公文書等	(独)国立公文書館 資料数：約135万冊(公文書) 29点(重要文化財)	(独)国立公文書館(横断検索) 資料情報数：不明 ※各地の9つの公文書館との横断検索	(独)国立公文書館 「国立公文書館デジタルアーカイブ」 公文書：約12.7万冊 重要文化財・貴重文書：1473点	
アーカイブ化の ステージ	現物の収集・保存	現物資料情報のDB化	資料のデジタル化	資料のネット利用

## 国及び独立行政法人における主なアーカイブ活動に要した費用(試算)※

組織	期間	費用累計
○国立国会図書館	(平成12年～26年)・・・	231.7億円 (うち、①資料のデジタル化：155.2億円)
○総務省	(平成23年～26年)・・・	11.8億円
○文科省(文化庁)	(平成20年～26年)・・・	18.5億円
○国立文化財機構	(平成15年～21年)・・・	9.4億円※※
○国立美術館	(平成12年～25年)・・・	1.4億円※※
(参考) ○国立公文書館	(平成16年～26年)・・・	28.7億円

### ※調査内容

- ・次ページに記載した取組のうち国・独法が関与するものを中心に調査を実施(一部、次ページに記載のないアーカイブに関する費用を含む)
- ・国もしくは独立行政法人において、デジタルアーカイブ構築のため、①資料のデジタル化、②システム構築、③システムの運用に要した費用を調査。
- ・人件費などにおいて通常業務との切り分けができない費用については、本試算に参入していない。

※国立文化財機構・国立美術館については、決算ベースでの推計値としている。

また、国立美術館フィルムセンターの事業分については、その算出が困難なため計上していない。

## 国立国会図書館サーチと他のデジタルアーカイブとの連携

連携先の「約100のデータベース」の内訳(代表的なもの):

### 国立国会図書館

- ・ NDL-OPAC
- ・ 国立国会図書館デジタルコレクション
- ・ インターネット資料収集保存事業(WARP)
- ・ 総合目録ネットワーク(ゆにかねっと)
- ・ レファレンス協同データベース
- ・ リサーチ・ナビ …

### 学術情報機関

- ・ CiNii Articles
- ・ CiNii Books
- ・ JAIRO
- ・ J-Stage
- ・ 人間文化研究機構統合検索システム …

### 博物館・美術館・公文書館

- ・ e国宝
- ・ 国立美術館所蔵作品総合目録検索システム
- ・ 国立公文書館デジタルアーカイブ …

### 公共図書館・大学図書館デジタルアーカイブ

- ・ 約40のデジタルアーカイブが検索可能

### その他

- ・ Japan Knowledge
- ・ JPO 近刊情報センター
- ・ 青空文庫

### 海外図書館

- ・ Dibrary (韓国国立中央図書館)

その一方で、コンテンツ全体を通じたアーカイブシステムの方向性や、海外発信を含めた利活用についてこれまで十分に検討されてきたとは言えない。このため、知的財産戦略本部では、平成25年度に検証・評価・企画委員会の下に「アーカイブに関するタスクフォース」を設置してアーカイブの利活用の促進について議論し、そこでの議論を踏まえ、メディア芸術分野における取組の加速化や、著作権者不明等の場合の裁定制度の要件緩和等が実施されてきた。平成26年度の検証・評価・企画委員会において、アーカイブの全体構築や利活用促進に向けた環境整備等について更に検討を進めるべきとの意見が出されたことから、二回にわたり集中討議を実施し、今後の取組の方向性について整理を行った。集中討議等を通じて共有された課題を整理すると以下のとおりである。

- 我が国におけるデジタルアーカイブの担い手は、国立国会図書館、文化庁等の行政機関、独立行政法人、民間など多岐に渡っている。このため、個々の機関、分野ごとに取組は進みつつあるが、アーカイブ間の連携が十分図られておらず、分野ごとの束ね役(アグリゲーター)の明確化と、デジタル化した資料を一元的に利用できる環境の整備を加速させる必要がある。
- 書籍や文化財など、2000年代前半から取組が進んでいるのに対して、メディア芸術分野の取組は比較的歴史が浅く、分野ごとに取組状況にばらつきが出ている。特に映画、アニメ等新しい文化資産については、保存やその利活用の取組を展開させることが期待されている。
- デジタルアーカイブの構築・利活用のためには、原資料のデジタル化や、イン

ターネット等を通じた発信が重要であるが、特に大量のコンテンツを取り扱う公的アーカイブ機関にとって、著作権の権利処理負担は大きく、諸外国の取組も参考に円滑化のための一層の制度整備が期待されている。

集中討議では、デジタルアーカイブの利活用の実態についても有識者よりヒアリングを行い、アーカイブ利活用の方向性についても整理を行った。すなわち、利活用の方策として大きく目指すべきは、

- デジタル化されたコンテンツの二次利用（美術品等の画像データの出版物等への利用や、著作権の切れた書籍の再出版、映像コンテンツの教育現場での利用 等）
- 国内外への情報発信への活用（日本文化や博物館等のアーカイブ機関の国内外への宣伝・発信、個人端末での多言語での作品紹介といった来館者へのサービス向上、博物館等同士の収蔵品の相互貸借の効率化 等）

と考えられる。

これまでのデジタルアーカイブへの取組・成果を基に、上述の課題に対応しつつ、こうした利活用が一層円滑に進むよう、今後、我が国として総合的な取組を進めていくことが必要である。このため、①デジタルアーカイブについて分野横断的な連携を可能とする基盤（統合ポータル）構築を進めるとともに、②分野毎の束ね役（アグリゲーター）を中心とした各分野の取組の促進、③保存や利活用に係る制度面での対応、を総合的に進めるとともに、これらの取組間相互の連携を図るため、関係府省・実務者による情報共有の場を設定することが求められる。

その際、官においては、アーカイブ構築や利活用に係る制度・ルール整備、分野横断的なアーカイブ連携基盤の整備、分野毎の束ね役（アグリゲーター）の明確化と主要アーカイブ機関における取組支援など、基盤的な取組を重点的に行うことが求められる。他方で、分野横断的な統合ポータルに掲載できる情報量には限界があることから、分野別あるいは地域別など、より利用目的を明確にしたポータルの存在も重要である。また、民間企業等が保有するコンテンツを基に、自らアーカイブを構築する動きも出てきている。今後、民間や地方の参画も促しつつ、このような分野別ポータルや民間主体のアーカイブ構築が円滑に進んでいくよう、基盤的な取組を通じて得られるアーカイブ構築ノウハウの共有や、メタデータのオープン化などにも配慮して取組を進めることが求められる。

## （２）今後取り組むべき施策

上記の考え方に基づき、アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化に関し、関係府省等において以下の取組を推進することとする。

## <<アーカイブ間の連携・横断の促進>>

### (統合ポータル構築)

- ・国立国会図書館サーチと、文化財分野における文化遺産オンラインをはじめとする各分野のアグリゲーターが運用している主要アーカイブとの間で、メタデータレベルでのアーカイブ連携を進めるため、文化財分野はアーカイブ連携に向けた検討を、他分野については連携のための課題抽出等を行うことにより、分野横断的な検索が可能なポータルサイトの整備についての取組を進める。

### (関係府省・実務者協議会（仮称）の設置)

- ・アーカイブ連携の具体的な方策や、メタデータのオープン化などデータ利活用促進策、アーカイブ人材育成等コンテンツのデジタルアーカイブについての課題を共有・検討するため、関係省庁、国立国会図書館及び主要分野のアグリゲーターの実務者等による関係府省・実務者協議会（仮称）を設置する。

## <<分野毎の取組促進>>

### (分野ごとのアグリゲーターの明確化)

- ・書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては、NHKと民放局の両方を取り扱う放送番組センター、NHKのみを取り扱うNHKにおいて、映画、ゲーム、アニメなどのメディア芸術分野や文化財については、中核的なアーカイブ拠点がないため、文化庁を中心に、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化などのアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。

### (書籍等分野)

- ・コンテンツの拡充に向けて、国立国会図書館所蔵資料のデジタル化に引き続き取り組む。また、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等の研修を行う。
- ・統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料等へのメタデータ付与や外部連携インターフェース（API）を付した形での公開を支援するため助言等を行う。

### (文化財分野)

- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約を進め、画像掲載率の向上を図るとともに、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。

- ・全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化や当該データの利活用が促進するよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して周知を図る。

#### (メディア芸術分野)

- ・マンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート分野について構築した「メディア芸術データベース」の利活用促進のため、適切な維持管理を行うとともに、民間とも連携しつつ、データベースへの新たな情報の収集・登録促進やシステムの改修など、内容の充実を図る。
- ・東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集やデジタル化を引き続き実施する。
- ・民間主体でのアーカイブ構築を促進するため、デザイン等のモデル分野における中核拠点の形成を支援する。
- ・メディア芸術分野におけるメタデータ項目等の例示などデータベース構築の取組について、メディア芸術データベースガイドライン（手引書）で取組事例を紹介する。

#### (放送コンテンツ分野)

- ・放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を進めるため、放送コンテンツの学校における教育目的での利用や、遠隔地での利用に関する取り組みを引き続き実施する。

### <<アーカイブ利活用に資する基盤整備>>

#### (アーカイブ構築・利活用促進のための著作権制度の整備)

- ・美術館等が所蔵する著作物に関し、アーカイブ化のための複製が認められる施設の範囲の拡大や、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて、関係者の意見を踏まえつつ具体的制度の検討を行い、必要な措置を講じる。
- ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託の見直しや裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等について検討し、必要な措置を講じる。

#### (利用に係る著作権者の意思表示)

- ・著作権者没後等の著作物の利用について、あらかじめ著作権者が行う意思表示のあり方等について検討を行う。

#### (分野別ポータル構築環境の整備)

- 利用目的や利用者層を明確にした分野別ポータルの構築を容易にするため、統合ポータルに掲載されているメタデータのオープン化に向けた課題の検討や、事例を用いつつ、統合ポータルからデータセットを抽出する機能の普及等の取組を進める。

#### (アーカイブ関連人材の育成)

- これまでのアーカイブ構築を通じて得られたノウハウや成果物を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材等の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム開催等の取組を実施する。
- デジタルアーカイブに関連する司書や学芸員養成については、省令改正により、平成24年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、大学における教育について、より充実されるよう促していく。

#### (地方におけるデジタルアーカイブ構築支援)

- 公共クラウド等の自治体が保有する情報を蓄積するデータベースの取組を通じ、地方ゆかりの文化情報などのコンテンツ収集・利活用を可能とするデジタルアーカイブ構築を支援する。